証券コード：9889
平成29年6月2日

第53期
定時株主総会
招集ご通知

JBCC holdings

◉ 日 時

平成29年6月21日（水曜日）
午前9時30分（受付開始時間：午前9時）
※時間を変更しておりますので、ご注意下さい。

◉ 場 所

東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア15階
JBCCホールディングス株式会社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

JBCCホールディングス株式会社

■ 目　次

第53期定時株主総会招集ご通知 …… 2

(株主総会参考書類)

第１号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)７名選任の件 …… 6

第２号議案　取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式付与のための報酬設定の件 …… 15

(添付書類)

事業報告 …… 17

連結計算書類 …… 41

計算書類 …… 44

監査報告書 …… 47

株主総会会場ご案内図

経営理念

ビジョン

社会、お客様、株主、社員と感動を共有し、信頼されるグローバルなベスト・サービスカンパニーを目指します。

CSR基本理念

JBグループはベスト・サービスカンパニーとして、よき企業市民を目指し、社会および環境との調和を図ります。

行動規範

「自らマインド」
自らベストを考え自ら行動をおこす。

証券コード　9889
平成29年６月2日

株主の皆様へ

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
ニッセイアロマスクエア
ＪＢＣＣホールディングス株式会社
代表取締役社長　　山　田　隆　司

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第53期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、後記（４～５頁）の「議決権行使についてのご案内」にて記載の通り書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月20日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　平成29年６月21日（水曜日）午前9時30分開催
（受付開始時間は、午前９時00分からとなります。）
＊時間を変更しておりますので、ご注意ください。
2. 場　　所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア15階
ＪＢＣＣホールディングス株式会社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項　１．第53期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第２号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬設定の件

以　上

（ご留意事項）

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方につきましては、株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

2．当日は、ノーネクタイ（クールビズ）でご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装でのご出席をお願い申しあげます。

3．本招集ご通知に添付すべき書類のうち、下記(１)～(２)の各事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、「『第５３期定時株主総会招集ご通知』に関するインターネット開示情報のご案内」として掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(１)連結計算書類の連結注記表

(２)計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

4．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jbcchd.co.jp/ir/library/meeting/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会に出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付に提出

株主総会開催日時
平成29年６月21日(水)
午前９時30分

2 議決権行使書用紙を郵送する場合



各議案の賛否を表示のうえ投函

行使期限
平成29年６月20日(火)
午後５時30分
到着

3 インターネットによる議決権行使の場合
（パソコン、スマートフォン又は携帯電話）



議決権行使サイト
http://www.evote.jp/
にて各議案の賛否を入力

行使期限
平成29年６月20日(火)
午後５時30分
まで

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁（５頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等でのインターネットによる議決権行使は、下記事項をご確認のうえ、平成29年６月20日（火）午後５時30分までに行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

１．議決権行使サイトについて

（１）当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（２）インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合もございます。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（３）議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」は本株主総会に限り有効です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスの際の費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名全員は任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	担　当	候補者の属性
1	山田 隆司（やまだ たかし）	代表取締役社長	グループ統括	再任
2	東上 征司（ひがしうえ せいじ）	代表取締役	情報ソリューション推進 ＪＢＣＣ㈱代表取締役社長	再任
3	一木 一夫（いっき かずお）	取締役常務執行役員	人財・ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ担当 ＣＳＲ推進	再任
4	谷口 卓（たにぐち たかし）	取締役	人財育成推進 ㈱アイ・ラーニング取締役副社長	再任
5	三星 義明（みつぼし よしあき）	―	サービス事業推進 ＪＢサービス㈱代表取締役社長	新任
6	高橋 保時（たかはし やすとき）	執行役員	財務担当 Ｃ＆Ｃビジネスサービス㈱ 取締役上級執行役員	新任
7	長谷川 礼司（はせがわ れいじ）	社外取締役	－	再任 社外 独立

（注）再任＝再任取締役候補者　新任＝新任取締役候補者　社外＝社外取締役候補者　独立＝証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

再任

山田（やまだ）　隆司（たかし）

取締役在任期間	15年
所有する当社株式	61,200株
取締役会出席率	100% (12回中12回)



（昭和30年10月31日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年４月　当社入社
平成13年６月　当社取締役東日本ソリューション＆サービス事業部サービスビジネス本部長
平成14年４月　当社取締役執行役員先進ソリューション＆アウトソーシング担当
平成15年６月　当社取締役執行役員東日本ソリューション事業部長
平成17年４月　当社取締役常務執行役員東日本ソリューション事業部長
平成18年４月　ＪＢＣＣホールディングス㈱（商号変更）取締役
平成18年４月　日本ビジネスコンピューター㈱代表取締役社長
平成20年４月　ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長
平成22年４月　日本ビジネスコンピューター㈱代表取締役社長
平成22年４月　当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

これまで当社の代表取締役社長として、グループ全体を牽引し、当社の各事業分野での見識や実績は、当グループの経営基盤の更なる強化と今後の成長に資するため引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■株主の皆様へ

おかげさまで、昨年度までの中期経営計画は、目標としていた収益の向上を達成することができました。今年度からの中期経営計画では、デジタル・トランスフォーメーションの流れを視野に入れ、さらにサービス化の流れを加速してまいります。当社を取り巻く環境は常に変容し続けております。その中で自ら変革を続け、お客様やパートナー様にとって真のパートナー企業となり、目標の達成に邁進してまいります。

候補者番号

2

再任

東上征司（ひがし うえ せい じ）

取締役在任期間	5年
所有する当社株式	33,000株
取締役会出席率	100% (12回中12回)



（昭和33年２月４日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
平成18年１月　同社執行役員金融事業担当
平成19年１月　同社常務執行役員金融事業担当
平成19年10月　同社専務執行役員金融事業担当
平成21年１月　同社取締役専務執行役員営業担当
平成22年７月　同社取締役専務執行役員グローバル・テクノロジー・サービス事業・システム品質担当
平成24年２月　当社入社　顧問
平成24年４月　ＪＢＣＣ㈱代表取締役社長（現任）
平成24年６月　当社代表取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

これまで当社の代表取締役およびグループの中核であるＪＢＣＣの代表取締役社長として、情報ソリューション事業を改革してきた経験と実績により、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■株主の皆様へ

私が当グループの経営に従事して５年が経ちます。参画以来、私は「継続的変革」と「新しい価値共創」にチャレンジし続けてまいりました。そして確実に育ってきた成長のスピードを、今後もさらに加速させてまいります。

候補者番号

3

再任

一木 一夫（いっき かずお）

取締役在任期間	7年
所有する当社株式	15,000株
取締役会出席率	100% (12回中12回)



（昭和30年12月10日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月　当社入社
平成17年４月　当社執行役員人事総務担当
平成18年４月　㈱ジェイ・ビー・エス・エス（現、Ｃ＆Ｃビジネスサービス㈱）取締役常務執行役員人事総務担当
平成19年４月　同社取締役専務執行役員人事総務担当
平成21年４月　同社代表取締役社長
平成22年６月　当社取締役
平成24年４月　当社取締役常務執行役員経営管理担当
平成29年４月　当社取締役常務執行役員人財・コーポレートガバナンス担当（現任）

■取締役候補者とした理由

これまで当社の常務執行役員として経営管理を担当し、グループの経理・財務・人事等を推進してきた経験により、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■株主の皆様へ

グループの「人財育成」と「コーポレートガバナンス」担当として、人財育成プログラムの再構築による推進と、内部監査の強化による、リスク最小化へ対応してまいります。また、CSR活動では、社会貢献、環境保全活動等の推進により企業価値の向上に努めてまいります。

候補者番号

4

再任

谷口（たにぐち） 卓（たかし）

取締役在任期間	4年
所有する当社株式	24,500株
取締役会出席率	100% (12回中12回)



（昭和35年４月14日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年４月　当社入社
平成15年10月　当社執行役員先進ソリューション事業部長
平成18年４月　日本ビジネスコンピューター㈱取締役執行役員中部ソリューション事業部長
平成20年４月　同社取締役上級執行役員西日本事業部長
平成22年４月　ＪＢエンタープライズソリューション㈱取締役常務執行役員営業統括
平成24年４月　ＪＢＣＣ㈱取締役専務執行役員営業統括
平成25年４月　当社取締役（現任）
平成26年１月　ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長
平成29年４月　㈱アイ・ラーニング取締役副社長（現任）

■取締役候補者とした理由

これまでの営業、企画、開発、製造の各部門での経験を活かし、グループの注力分野としての人財育成サービスの拡大への貢献を期待し、引き続き取締役としての選任をお願するものであります。

■株主の皆様へ

人財育成は企業の課題のひとつであり、当グループとしても注力していく事業分野です。この分野での目標達成により、グループへの貢献とお客様の満足度向上を図ってまいります。また、創業以来の「お客様第一」の風土づくりをさらに進め、グループの総合力向上に努めてまいります。

候補者番号

5

新任

三星 義明（みつぼし よしあき）

取締役在任期間	—
所有する当社株式	25,300株
取締役会出席率	—



（昭和35年11月９日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年４月　当社入社
平成23年４月　当社取締役上級執行役員医療ソリューション事業部長
平成24年４月　ＪＢＣＣ㈱取締役常務執行役員ＳＩ＆サービス統括（兼）医療ソリューション事業部長
平成25年４月　同社取締役常務執行役員ＳＩ＆サービス統括
平成27年１月　同社取締役常務執行役員ＳＩ＆サービス担当
平成28年４月　同社取締役（現任）
平成28年４月　ＪＢサービス㈱代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

これまでの医療、ＳＩ、サービスビジネスの改革を進めてきた経験により、今後のグループのサービス事業の推進への貢献を期待し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

■株主の皆様へ

この度サービス担当としての役割を担わせていただくことになりました。セキュリティ、ヘルスケア、３Ｄ、ＩｏＴを中心としたサービス推進を通して、お客様の期待を超える高付加価値サービスのご提供に邁進してまいります。またグループのさらなる成長と価値向上のために全力で取り組んでまいる所存です。

候補者番号

6

新任

高橋 保時（たかはし やすとき）

取締役在任期間	―
所有する当社株式	6,000株
取締役会出席率	―



（昭和39年1月15日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年４月　当社入社
平成19年４月　Ｃ＆Ｃビジネスサービス㈱執行役員経理財務担当
平成21年４月　当社理事経理担当
平成22年４月　Ｃ＆Ｃビジネスサービス㈱執行役員経理財務担当
平成27年４月　同社上級執行役員経理財務担当
平成29年４月　同社取締役上級執行役員経理財務担当（現任）
平成29年４月　当社執行役員財務担当（現任）

■取締役候補者とした理由

これまで当社経理財務部門を牽引し、財務体質向上や収益力の改善に尽力してきた豊富な経験により、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

■株主の皆様へ

私は経理財務の業務に長年従事してまいりました。その経験を活かし、経営課題やリスク管理に対応していくことはもちろん、ビジネスの成長を支える財務戦略を策定し、企業価値向上に取り組む所存です。そのために財務健全性を維持しつつ、資本効率性の向上を常に意識した行動に努めてまいります。

候補者番号

7

再任　社外　独立

長谷川（はせがわ）　礼司（れいじ）

社外取締役在任期間	3年
所有する当社株式	0株
取締役会出席率	100% (12回中12回)



（昭和26年１月27日生）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年11月　日本アイ・ビー・エム㈱入社
平成５年６月　ボーランド㈱入社　VP Sales
平成７年１月　アップルコンピュータ㈱入社　Director
平成10年２月　サイバーガード　コーポレーション入社　日本代表
平成11年３月　ビジネスオブジェクツ　日本B.V.　日本支社長
平成12年６月　アップストリーム㈱代表取締役社長
平成15年12月　㈱アプレッソ代表取締役社長
平成25年７月　同社代表取締役会長
平成26年４月　同社顧問
平成26年６月　当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

長年にわたるIT企業での経営者としての経験と豊富な見識に基づき、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願するものであります。

■株主の皆様へ

2017年、当グループは大きな決断をし、新たな４か年計画を立てました。私は社外取締役としてこのビジネスプランの達成と、企業価値向上に寄与できるよう適切なアドバスをさせて頂くと共に、特にアライアンス及びM&Aの分野でサポートできるよう頑張る所存です。

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川礼司氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年であります。
3. 長谷川礼司氏は日本アイ・ビー・エム㈱を平成５年５月31日付で退職しております。
4. 当社は、長谷川礼司氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であり、長谷川礼司氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、長谷川礼司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 平成18年４月に日本ビジネスコンピューター株式会社は、純粋持株会社への移行に伴いＪＢＣＣホールディングス株式会社に商号変更し、新たに事業会社として日本ビジネスコンピューター株式会社が発足いたしました。
7. 平成24年４月にＪＢエンタープライズソリューション株式会社は、日本ビジネスコンピューター株式会社を吸収合併するとともに、ＪＢサービス株式会社との間で吸収分割を行いＪＢサービス株式会社の一部事業を承継いたしました。これに伴い、ＪＢエンタープライズソリューション株式会社は商号をＪＢＣＣ株式会社へ変更いたしました。

第２号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、平成28年６月16日開催の第52期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額250百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたします。

導入するにあたり、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、構成員の過半数が社外取締役である役員人事報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

現在の対象取締役は６名でありますが、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は６名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間
対象取締役は、金銭報酬債権の払込期日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、当社または当社の子会社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）
当社は、本総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社子会社の取締役に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

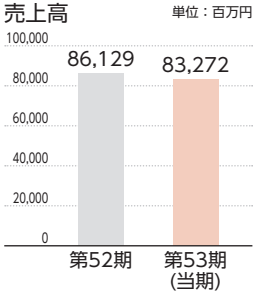
(1) 事業の経過及びその成果

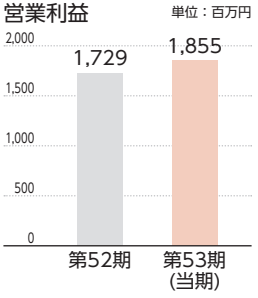
当連結会計年度におけるＩＴサービス市場の動向は、既存システムの更新に加え、ＩｏＴ（Internet of Things：モノのインターネット）やＡＩ（Artificial Intelligence：人工知能）の普及に伴う新たなＩＴの活用がより一層進んでおり、当社の主な顧客である中堅企業におけるＩＴ投資についても徐々に改善の動きが見られています。

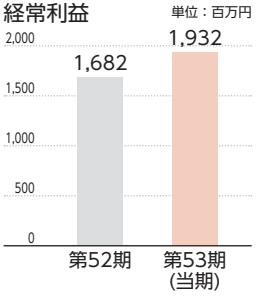
このような中、今年度は中期経営計画最終年度にあたり、前年度に続き構造改革による更なる収益の向上を推進し、システム開発における高速開発、クラウドビジネスの確立等、独自能力の強化に取り組んでおります。

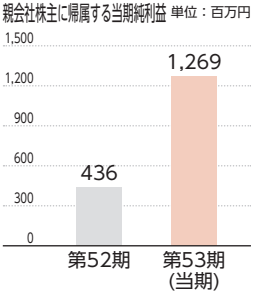
当連結会計年度における業績につきましては、情報ソリューション分野においてはシステム開発における高速開発等の取り組みによるスピード化・高品質化やクラウドの推進等により収益の改善に取り組んでまいりました。

前期比につきましては、情報ソリューションに属していた連結子会社アドバンスト・アプリケーション株式会社が連結対象から外れた影響等もあり減収となっておりますが、通期連結業績予想との対比においては、売上高101.6％、営業利益103.1％、経常利益104.5％、親会社株主に帰属する当期純利益120.9％と、いずれも通期連結業績予想を上回る結果となっております。







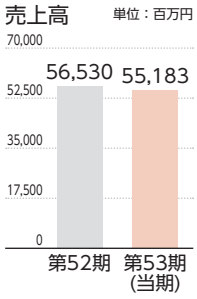


当連結会計年度における事業分野別の状況は、以下の通りです。

情報ソリューション

企業の情報システムの構築及び運用保守サービス等を行っている情報ソリューション分野では、所有から利用へと変化するお客様のニーズに応え、ＩＴを利活用しているビジネス部門へのアプローチによるシステム開発案件やクラウド等の提案を推進しております。システム開発については、大型の高速開発案件の獲得、金融・公共や医療のビジネスの成長、及び利益率の高い案件の獲得によりビジネスが伸長いたしました。またクラウドビジネスにつきましてもユーザー数が着実に増加いたしました。システム製品については、ストレージ等の仮想化ソリューションが前年と同水準で推移するものの、製品の全般的な需要減等によりビジネスが減少いたしました。サービスビジネスについては、システム製品の全般的な需要減等の影響を受け保守サービス等が減少いたしました。

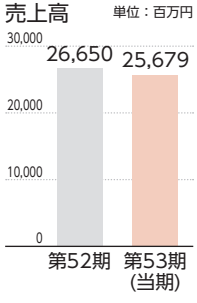
これらの結果、売上高は551億83百万円（前期比2.4%減）となりました。



ディストリビューション

パートナー企業様向けにハードウェア、ソフトウェア及びＩＴサービス等の販売、並びにＩＴサプライ用品及びオフィス文具用品等の販売を行っているディストリビューション分野では、サービスビジネスについては、ディストリビューターが契約窓口となっているＩＢＭ製品の新規保守サービスが堅調に推移いたしました。システム製品については、ＰＣやプリンター等で大型案件があり堅調に推移したものの、サーバー等のシステム製品やソフトウェアについては大型案件の減少等によりビジネスが減少いたしました。サプライについては、全般的に需要が伸びずビジネスが減少いたしました。

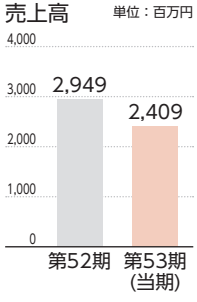
これらの結果、売上高は256億79百万円（前期比3.6%減）となりました。



製品開発製造

プリンターなどの情報機器及び当グループ独自のソフトウェアの開発・製造・販売を行っている製品開発製造分野では、大型案件等の受注減少により主力製品であるインパクトプリンターのビジネスが減少いたしました。またグループ会社を通じてのＪＢソフトウェア販売のビジネスについては、製品のパッケージ販売が減少する中、クラウド化への取り組みを進めたものの減収となりました。

これらの結果、売上高は24億９百万円（前期比18.3%減）となりました。



以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高832億72百万円（前期比3.3％減）、営業利益18億55百万円（前期比7.3％増）、経常利益19億32百万円（前期比14.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億69百万円（前期比191.0％増）となりました。

【期末配当について】

当連結会計年度の期末配当につきましては、上記の業績及び会社の利益配分に関する基本方針を踏まえて、平成29年５月９日開催の取締役会決議により、１株当たり14.5円、その効力発生日を平成29年６月22日とさせていただきました。これにより当連結会計年度は中間配当として１株当たり12.5円を既にお支払いしておりますので、年間配当金は１株当たり27円となります。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は10億72百万円であります。その主なものは、太陽光発電設備４億85百万円、情報ソリューションを中心にパソコン・サーバー等の社内使用設備３億35百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

当社は、当社グループの運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

⑷　重要な企業再編等の状況

①　平成28年11月20日付で、当社の海外子会社である捷報（大連）信息技術有限公司を清算いたしました。

②　平成29年３月31日付で、当社は連結子会社であるゼネラル・ビジネス・サービス株式会社の株式を追加取得し、保有比率は88.4%となりました。

⑸　財産及び損益の状況の推移

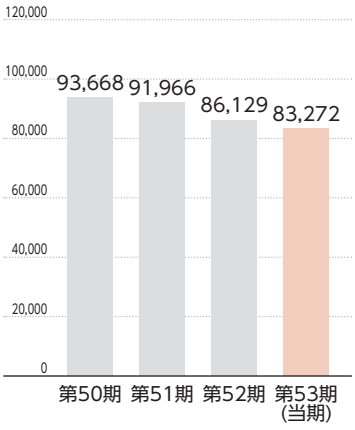
区　　分	第50期 (平成25年度)	第51期 (平成26年度)	第52期 (平成27年度)	第53期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売上高（百万円）	93,668	91,966	86,129	83,272
経常利益（百万円）	968	1,689	1,682	1,932
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	254	324	436	1,269
１株当たり当期純利益（円）	14.97	19.06	25.63	75.11
総資産（百万円）	43,905	44,614	38,072	38,350
純資産（百万円）	14,064	14,330	13,151	13,865
１株当たり純資産額（円）	759.10	776.83	749.17	817.48

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

財務ハイライト（連結）

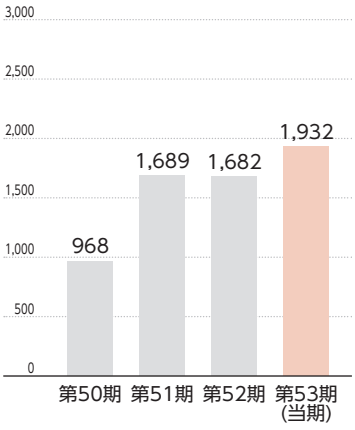
売上高

単位：百万円



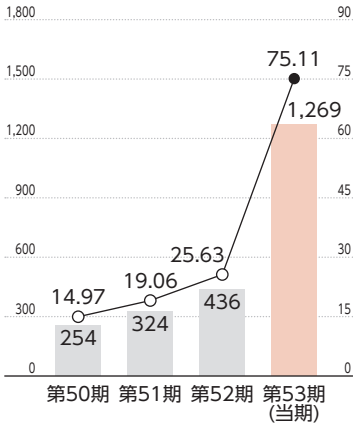
経常利益

単位：百万円



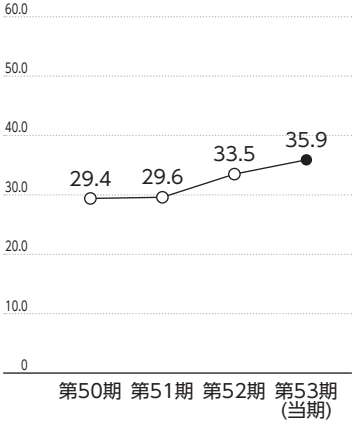
親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益

単位：百万円　親会社株主に帰属する当期純利益　1株当たり当期純利益　単位：円



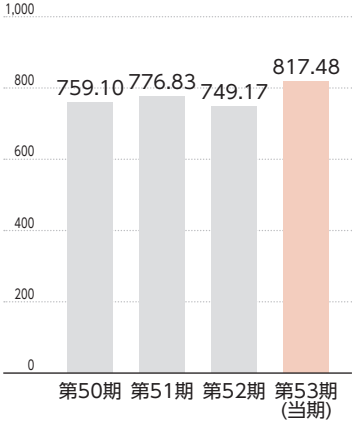
自己資本比率

単位：%



1株当たり純資産額

単位：円



⑹ 対処すべき課題

当グループが、経営理念に掲げる「ベスト・サービスカンパニー」を目指す上で、今後対処すべき主要な課題は、以下の通りと考えております。

①収益性の向上

グループの企業価値向上のため、デジタル・トランスフォーメーションによるビジネスのサービス化を推進し、更なる収益性の向上に努めてまいります。具体的な取り組みとして、お客様に最適なソリューションを組み合わせクラウドで提供する「ＥＣＯシステム・クラウドサービス」等のクラウド事業の拡大を進めてまいります。システム開発については高速開発による高品質化や効率化を推進してまいります。サービスビジネスについてはＪＢグループのシステム運用センターＳＭＡＣ（※1）にＳＯＣ（※2）を設置し、クラウドセキュリティ運用・監視サービスのより一層の充実へ向けて体制を強化してまいります。

（※1） Solution Management and Access Center：お客様のITインフラを24時間365日体制でサポートするセンター

（※2） Security Operation Center：高度なセキュリティ技術を有する専門部門

②新規ビジネスの拡大

厳しいビジネス環境において、企業価値を向上し安定的な成長を続けるためには、既存ビジネスに加え、新規ビジネスの拡大が重要な課題だと認識しております。当グループでは、クラウド、アナリティクス、モバイル、ソーシャル、セキュリティに代表される次世代アプリケーションエリアへの取り組みを強化してまいります。また、「情報」と「人」とをつなぎ企業の成長を支援するＩｏＴサービスへの取り組みも強化してまいります。

これらの分野は、当グループの主要なお客様層である中堅中小企業においてもＩＴ投資が進むものと見込んでおり、多数の経験と実績を有している当グループの強みを活かし、ビジネスの拡大に向けて努めてまいります。また、グローバルビジネスとして、中国やＡＳＥＡＮへ進出している日系企業向けにＩＴサービスを提供してまいります。

③グループ力の発揮

当グループは、純粋持株会社体制を採用することにより、グループの経営資源の活用や各社の得意技を活かしたグループ協業を推進するなど、ビジネスの拡大を図っております。今後は更に、ＩＴに関するトータルソリューションをグループでお客様へご提供できる強みを最大限に活かし、お客様との取引の一層の深耕を図り、顧客基盤の強化を目指してまいります。

④構造改革の推進

今後も厳しいビジネス環境が続くものと予測される中、グループ全体の生産性の向上やコストの削減に継続して取り組む必要があると考えております。今後、お客様のビジネス形態に応じた営業活動の推進、ＳＩ及びサービス分野の競争力向上、業務改革の推進、多様なワークスタイルへの対応やオフィス環境の最適化などに取り組み、企業体質の強化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑺　重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ＪＢＣＣ株式会社	480百万円	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
株式会社シーアイエス	173百万円	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
株式会社ソルネット	240百万円	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社	90百万円	88.4%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
株式会社アイ・ラーニング	25百万円	95.6%	人材開発研修の企画・運営
ＪＢサービス株式会社	480百万円	100.0%	ＩＴサービス（導入、運用、保守等）、情報機器に関連するテクニカル・サービス（プリセットアップ、インストール、修理、回収、再生等）
佳報（上海）信息技術有限公司	380万米ドル	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
JBCC(Thailand)Co.,Ltd.	1,000万バーツ	49.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ＪＢＳＧ　ＰＴＥ．　ＬＴＤ．	100万ＳＧドル	100.0%	企業の情報ソリューションに関連するトータルサービスの提供
ＪＢパートナーソリューション株式会社	30百万円	70.0%	アプリケーションソフトウェア開発、ＩＴサービスの提供
※ 亀田医療情報株式会社	100百万円	29.6% (29.6%)	統合診療支援システム及び電子カルテなど医療機関向け情報システムの開発、販売
株式会社イグアス	480百万円	100.0%	情報機器、ソフトウェア、サービス、ＩＴサプライ用品、オフィス文具用品等の販売
ＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社	426百万円	100.0%	情報機器及びソフトウェアの開発、製造、販売
Ｃ＆Ｃビジネスサービス株式会社	100百万円	100.0%	スタッフサービス業務代行

無印：連結子会社　　※：関連会社で持分法適用会社

(注)1. 議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当社の連結子会社は13社であり、持分法適用会社は１社であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
4.平成28年11月20日付で、当社の海外子会社である捷報（大連）信息技術有限公司を清算いたしました。
5.平成29年３月31日付で、当社は連結子会社であるゼネラル・ビジネス・サービス株式会社の株式を追加取得し、保有比率は88.4%となりました。

⑻ 主要な事業内容 （平成29年３月31日現在）

当グループの事業内容については、以下の通りです。

事業分野名	内　　容
情報ソリューション	ＩＴ活用に関するトータルサービス（コンサルティング、アプリケーション開発、システムインテグレーション、運用、保守、監視、アウトソーシング等）を提供しております。
ディストリビューション	パートナー企業向けに、ハードウェア（サーバー、ＰＣ、プリンター等）、ソフトウェア及びサービス等の販売を行っております。また、法人向けにＩＴサプライ用品からオフィス文具用品といったサプライ品を販売するとともに、ＩＴの活用による調達代行を行っております。
製品開発製造	プリンター及び周辺情報機器の開発・生産・販売、並びにプリンティング支援ソリューション、意志決定支援ソリューション、並びに情報連携支援ソリューション等のオリジナルのソフトウェアの提供を行っております。

⑼ 主要な事業所 （平成29年３月31日現在）

① 当社

本社　東京都大田区蒲田

② 子会社

会　社　名	所在地
ＪＢＣＣ株式会社	東京都大田区
株式会社シーアイエス	名古屋市中区
株式会社ソルネット	北九州市八幡東区
ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区
株式会社アイ・ラーニング	東京都中央区
ＪＢサービス株式会社	東京都新宿区
佳報（上海）信息技術有限公司	中華人民共和国上海市

会　社　名	所在地
ＪＢＣＣ（Ｔｈａｉｌａｎｄ）Ｃｏ．，Ｌｔｄ．	タイ王国バンコク市
ＪＢＳＧ　ＰＴＥ．　ＬＴＤ．	シンガポール共和国
ＪＢパートナーソリューション株式会社	東京都大田区
株式会社イグアス	川崎市幸区
ＪＢアドバンスト・テクノロジー株式会社	川崎市幸区
Ｃ＆Ｃビジネスサービス株式会社	川崎市幸区

⑽　従業員の状況　（平成29年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
2,116名	30名減

（注）従業員数には、嘱託（202名）は含んでおりません。

⑾　主要な借入先　（平成29年３月31日現在）

借　入　先	借入残高（百万円）
株式会社福岡銀行	350
株式会社みずほ銀行	50
株式会社西日本シティ銀行	50

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　86,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　17,711,543株

⑶ 株主数　7,483名（前期末比 538名減）

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＪＢグループ社員持株会	1,486,130株	8.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	635,800株	3.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	565,600株	3.36%
谷口君代	418,400株	2.49%
富国生命保険相互会社	414,700株	2.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	306,300株	1.82%
ＣＲＥＤＩＴ ＳＵＩＳＳＥ （ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ） Ｓ.Ａ. ／ＣＵＳＴＯＭＥＲ ＡＳＳＥＴＳ， ＦＵＮＤＳ ＵＣＩＴＳ	255,400株	1.52%
大塚哲夫	240,000株	1.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	235,100株	1.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	224,700株	1.33%

（注）１．当社は、自己株式を874,748株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項 （平成29年３月31日現在）

⑴ 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田　隆司	
代表取締役	東上　征司	ＪＢＣＣ㈱代表取締役社長
取締役	赤坂　喜好	専務執行役員事業戦略担当
取締役	一木　一夫	常務執行役員経営管理担当
取締役	矢花　達也	㈱イグアス代表取締役社長
取締役	谷口　卓	ＪＢアドバンスト・テクノロジー㈱代表取締役社長
取締役	長谷川礼司	
取締役（常勤監査等委員）	田邉　雅章	
取締役（監査等委員）	今村　昭文	弁護士、伊藤ハム米久ホールディングス㈱社外監査役
取締役（監査等委員）	齊藤　紀夫	

（注）1. 取締役長谷川礼司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、田邉雅章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役今村昭文氏及び取締役齊藤紀夫氏は、社外取締役（監査等委員）であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	7	91
取締役（監査等委員）	3	17
監査役	3	5
合計	13	115

（注）１．上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は３名14百万円であります。
２．当社は、平成28年６月16日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

3．監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
4．支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は10名(うち社外役員３名)であります。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）全員と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

・取締役今村昭文氏は、伊藤ハム米久ホールディングス㈱の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役齊藤紀夫氏は、平成28年６月17日付で㈱インテージホールディングスの社外監査役を退任いたしました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	長谷川礼司	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づく高い見識からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	今村昭文	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会２回すべてに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	齊藤紀夫	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、また、監査等委員設置会社移行前に開催された監査役会２回すべてに出席、監査等委員設置会社移行後に開催された監査等委員会13回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑸ 取締役会の実効性評価

当社は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、毎年、無記名方式による意見収集等を実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしています。

平成28年度においては、平成28年12月に全取締役（監査等委員である取締役を含む）に調査を実施し、外部コンサルタントによる分析結果を得たうえで、平成29年１月の取締役会に報告し今後の課題等につき議論いたしました。

その結果、平成28年６月の監査等委員会設置会社への移行や取締役会の付議基準の見直し等の取り組みにより、取締役会の運営や監督と執行の分離に関して評価がさらに改善したことが確認されました。一方で中長期のインセンティブ制度や社内・社外の取締役の指名に関する方針の明確化等について、今後検討すべき事項が明らかになりました。

その中で、役員報酬については、コーポレートガバナンスの強化のために、株主の皆様と利益・リスクを共有し中長期の業績を反映させる仕組が必要との理解のもと、譲渡制限付株式報酬制度の導入について検討を進め、制度に関する議案を平成29年６月21日開催の第53期定時株主総会に付議することといたしました。

4. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

（注）ＰｗＣあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年７月１日付でＰｗＣあらた有限責任監査法人となりました。

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	70百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	70百万円

（注）①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

②監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

（1）業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「ＪＢグループ行動基準」を制定し、当社及びグループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則って業務を遂行するための行動の規範としている。当社の役員は、ＪＢグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともにその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施する。

・ＪＢグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握は、法務・コンプライアンス担当執行役員がこれを管掌し、経営管理担当取締役とも適宜協議を行いながらこれを実施する。

・ＪＢグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このためにＪＢグループ各社において共通の「ＪＢグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保障される。法務・コンプライアンス担当執行役員は、通報窓口からの指摘があった場合、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し、適切な対策を策定する。また社長と協議のうえ、必要であると認められた場合、対策を実施し、さらにＪＢグループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底する。

・社長は、業務監査を行う内部監査担当を管掌し、内部監査担当は、常勤監査等委員とも協議のうえ、ＪＢグループ全体にわたる業務執行状況の監査を行う。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会、経営戦略会議（経営全般について代表取締役からの諮問を受ける会議体）その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

・セキュリティ・ＢＣＰ委員会は、情報セキュリティ部会をもって、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定め周知徹底する。

③当社及び当社子会社の損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

・事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、コーポレートスタッフ（当社においてＪＢグループ全体にわたるスタッフ業務を司る部門）の各責任者が、所管部門に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営戦略会議において最終的に評価・決裁する。
・日常業務における債権管理等については、「債権保全管理規程」、「連結決算規程」及び各種の取引先選定に係わる基準など、事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理される。
・有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、社長がこれを統括する。経営戦略会議及びセキュリティ・ＢＣＰ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行う。
・セキュリティ・ＢＣＰ委員会は、グループのセキュリティ及び事業継続に関する施策の検討、推進を行う。リスクマネジメント委員会は、セキュリティ・ＢＣＰ以外のグループの対外リスクに関する施策の検討、推進を行う。
・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、取締役の中から社長を選定し、社長に取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させる。コーポレートスタッフは、職務分掌に基づき当社の業務を執行するとともに、経営指導契約に基づきＪＢグループ各社の経営を支援する。
・取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満たす社外取締役を任命する。ＪＢグループ各社に対しては原則として当社の経営幹部より適切な人材を派遣し、効率的な職務の執行を支援する。
・取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
・社長は、ＪＢグループの事業を代表する経営幹部で構成されるグループ事業推進組織を統括し、その効率的運営と監視・監督体制の整備を行う。
・各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を、年度初めにおける組織編成時に設定する。
・中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各分掌、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
・ＩＴ企業の優位性を活かし、積極的なＩＴの有効活用を通じて業務の効率化を図る。
・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ＪＢグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社においてＪＢグループ会社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置する。その際、「ＪＢグループ行動基準」は、ＪＢグループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、ＪＢグループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となる。
・ＪＢグループ会社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、当社代表取締役社長による議事運営の下、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行う。ＪＢグループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告が義務付けられる。
・コーポレートスタッフ会議を定期的に開催し、スタッフ責任者間でグループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法を周知し、ＪＢグループ各社における実行を支援する。
・内部通報制度をＪＢグループ全体として運用する。
・コーポレートスタッフの経理部門責任者は、ＪＢグループの統一会計基準を策定し、連結決算対象各社間において共通の「連結決算規程」を制定させ、主要な計数的問題状況を常時モニタリングする。
・ＪＢグループ間における会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められる。
・当社からＪＢグループ各社へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施する。また各社監査役と当社の常勤監査等委員である取締役で構成されたグループ監査役会を設置し、定期的に担当企業の状況に関する報告会を実施する他、連携してＪＢグループとしての監査の実効性の向上を図る。
・当社及びＪＢグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からＪＢグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する事項

・監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）として、特に適切な人材を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

・監査等委員会スタッフについては、その独立性を確保するため、業務の執行に当たる役職には従事させず、任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査等委員の事前の同意を得る。
・監査等委員会スタッフの人事考課については、その適切な職務遂行のため、常勤監査等委員が行い、人事異動は常勤監査等委員と取締役が協議のうえ実施する。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

・常勤監査等委員は、取締役会の他、経営戦略会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じてＪＢグループ各社の取締役及び使用人から説明を求める。
・代表取締役及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
・取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
・当社及びＪＢグループ各社の取締役及び使用人は、監査等委員会が持株会社としての当社事業の報告を求めた場合、または監査等委員会がＪＢグループの業務及び財産の状況を調査するため必要がある場合は、迅速かつ的確にこれに対応する。
・当社及びＪＢグループ各社の全ての取締役及び使用人は、ＪＢグループ行動基準に基づき、ＪＢグループが関わる違法、不正または不適切な事象について、これを知ったときは全て上司に報告し、適切な指示を仰ぎ処置を行うべき責務を担う。また行動基準は、上司による隠匿や放置の可能性が認められる場合、これを見逃すことは法的な責任につながる可能性があることを明示し、内部通報制度に基づく直接の通報を奨励する。グループの内部通報担当者は、内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）の窓口となり、法令に基づく取締役からの報告の他、全ての使用人並びにＪＢグループ各社の取締役、監査役及び使用人からＪＢグループが関わる違法、不正または不適切な事象に関する報告を受けこれに対処する。
・内部通報規程は、内部通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保証する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・会計監査人である監査法人から監査等委員会への監査計画及び監査結果に関しての説明会を設ける。
・監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設ける。
・グループ監査役会においては、担当する各社の状況報告のみならず、積極的に意見交換及び提言を行い、常勤監査等委員と連携して問題解決に当たる。
・監査等委員会が監査（調査を含む）のために要する費用については当社がこれを負担するものとし、予め年間の監査計画に基づき経費予算を計上する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年６月16日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により、取締役会においては執行機能と監督機能の分離を明確化しコーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図っております。

当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

【コンプライアンスに関する取り組み】

・コンプライアンスに関する基本原則を定める「ＪＢグループ行動基準」に基づき、全グループにおいてコンプライアンスの教育を実施いたしました。教育内容は、「ＪＢグループ行動基準」の全体の理解、マイナンバーを含む個人情報の取扱い、情報漏えい等のセキュリティ対策、ソーシャルメディア利用に関する指針、内部統制に関する考え方等をテーマとし、実施後には理解度テストも行い定着化に努めております。
・グループ内で生じた、社会倫理に反する行為や、法令・規程違反等のコンプライアンス問題について、「ＪＢグループ内部通報規程」に基づき、相談・通報の窓口として、法務・コンプライアンス部門所管の下「コンプライアンスヘルプライン」を設置しております。グループ社員に対しては、安全に通報者の匿名性を確保していることを周知し有効に活すすることを推進した結果、相談・通報も数件寄せられて、いずれも早期の問題発見と対処、解決の効果が着実に上がっております。

【セキュリティ・ＢＣＰリスクの管理に関する取り組み】

・事業活動に重大な影響を及ぼす「セキュリティ」及び「事業継続」に関するリスクについては、ＩＴ、サービス、業務、人事総務の各部門の責任者で構成された「セキュリティ・ＢＣＰ委員会」が対応体制の整備を行っています。

・情報セキュリティ部会においては、情報漏えい対策、セキュリテイ事故の防止対策等実施し、また定期的に情報セキュリティに関する内部監査を実施いたしました。ＢＣＰ部会においては大規模災害対策、事業継続計画の見直しと策定、災害発生を想定した訓練を実施いたしました。

・委員会として全体の進捗、課題等について定期的に経営会議へ報告いたしました。

【その他のリスクの管理に関する取り組み】

・セキュリティ・ＢＣＰ以外の事業活動に重大な影響を及ぼすリスクについては、コーポレートスタッフ部門の責任者で構成された「リスクマネジメント委員会」が対応体制の整備を行っています。

・リスクマネジメント委員会は、必要に応じ随時開催し、意見を取りまとめた上で経営トップと問題意識を共有することを旨として運営されています。

・本年度においては、発見された若干のリスク要素について所管部門に報告の上、対応を促し改善を図りました。

【子会社管理に関する取り組み】

・グループ各社の社長により構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、各社の予算進捗状況の確認やグループ経営に係わる情報共有を行っております。またグループ各社から当社に対し事前に承認・報告すべき事項を定めた事業会社管理規程に基づき、必要に応じて、グループ会社から審議課題の付議・報告がなされました。

【監査等委員会監査に関する取り組み】

・監査等委員会は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議等主要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するとともに、グループ会社の主要な事業所への往査を実施いたしました。またグループの監査役で構成されたグループ監査役会を開催し、リスクや懸念事項の情報共有も行いました。

・内部監査部門については、業務プロセスにおける内部統制の評価対象を全社的な内部統制の内容を適切に理解及び分析した上で選定し、その運用状況等や評価結果について意見交換を行い、監査の実効性を図りました。
・会計監査人については、監査の独立性と適正性を監視しながら、四半期ごとの監査結果報告を受け、意見交換等を行いました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合においても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。また、経営を預かる者として経営効率を高めることにより、企業価値の向上に日々努めていくことが重要であると考えております。

しかしながら、高値での売り抜け目的や事業のための特定の重要な資産や技術の取得または切り売り等、その目的等から見て当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大量買付行為について検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を要するものなど、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反する場合もあり、そういった不当な買収者から当社が築いてきた企業価値や株主の皆様を始めとするステークホルダーの利益を守る必要が生ずる場合も想定されます。

このようなことから、当社の株式の大量取得を目的とする買付が仮に発生した場合、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動の傾向及び実績等から、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を慎重に検討することもまた重要であると認識いたしております。

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関して、差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、当社といたしましても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「敵対的買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社といたしましては、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しつつ、発生の場合の初動体制を整えるほか、当社株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定・開示し、適切な対抗措置を実行する体制を直ちに整える所存です。

なお、本基本方針の内容につきましては、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、世の中の動向も見極め、今後も継続して見直しを行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けております。剰余金の配当につきましては、経営体質の強化と将来のグループ全体としての事業展開を考慮しつつ、株主の皆様へ安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。配当性向にも十分配慮する一方、利益水準を向上させていく中で、純資産配当率（ＤＯＥ）の向上を目指してまいります。

また、自己株式の取得につきましても、株主の皆様への有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら、必要に応じて実施してまいります。

■配当金の推移

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中間配当	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
期末配当	12.5	12.5	12.5	12.5	14.5
配当性向(%)	48.4	167.0	131.2	97.5	35.9
ＤＯＥ(%)	3.2	3.2	3.3	3.2	3.4

＊本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	29,679
現金及び預金	7,293
受取手形及び売掛金	15,841
商品及び製品	1,914
仕掛品	226
原材料及び貯蔵品	463
繰延税金資産	1,212
その他	2,745
貸倒引当金	△19
固定資産	8,671
有形固定資産	2,407
建物及び構築物	962
機械装置	181
車両	0
工具、器具及び備品	182
土地	690
リース資産	309
建設仮勘定	81
無形固定資産	753
その他	753
投資その他の資産	5,511
投資有価証券	1,963
敷金及び保証金	1,117
繰延税金資産	2,258
その他	283
貸倒引当金	△110
資産合計	38,350

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	17,152
支払手形及び買掛金	9,004
短期借入金	450
リース債務	118
未払費用	2,972
未払法人税等	885
販売等奨励引当金	166
受注損失引当金	98
前受金	2,180
その他	1,275
固定負債	7,332
リース債務	202
退職給付に係る負債	6,781
資産除去債務	342
その他	6
負債合計	24,485
（純資産の部）	
株主資本	13,894
資本金	4,687
資本剰余金	4,842
利益剰余金	4,937
自己株式	△572
その他の包括利益累計額	△130
その他有価証券評価差額金	544
為替換算調整勘定	16
退職給付に係る調整累計額	△691
非支配株主持分	101
純資産合計	13,865
負債及び純資産合計	38,350

連結損益計算書

（平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		83,272
売上原価		65,334
売上総利益		17,938
販売費及び一般管理費		16,082
営業利益		1,855
営業外収益		
受取利息及び配当金	37	
持分法による投資利益	29	
受取保険料	23	
助成金収入	18	
その他	23	131
営業外費用		
支払利息	12	
支払手数料	16	
為替差損	19	
その他	5	54
経常利益		1,932
特別利益		
関係会社株式売却益	50	
投資有価証券売却益	11	
固定資産売却益	0	61
特別損失		
子会社清算損	17	
会員権評価損	16	
固定資産売却損	11	
関係会社株式評価損	7	
固定資産除却損	2	55
税金等調整前当期純利益		1,938
法人税、住民税及び事業税	899	
法人税等調整額	△238	661
当期純利益		1,277
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		1,269

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,687	4,798	4,091	△454	13,123
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△423	－	△423
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,269	－	1,269
自己株式の取得	－	－	－	△118	△118
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	43	－	－	43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	43	845	△118	770
当期末残高	4,687	4,842	4,937	△572	13,894

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	419	27	△823	△376	405	13,151
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△423
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	1,269
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△118
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	124	△10	131	246	△303	△56
当期変動額合計	124	△10	131	246	△303	713
当期末残高	544	16	△691	△130	101	13,865

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	5,718
現金及び預金	4,848
前払費用	145
短期貸付金	207
未収入金	487
繰延税金資産	20
その他	8
固定資産	14,941
有形固定資産	1,083
建物	523
構築物	2
機械装置	10
車両	0
工具、器具及び備品	116
土地	237
リース資産	193
建設仮勘定	0
無形固定資産	571
ソフトウェア	486
電話加入権	84
投資その他の資産	13,286
投資有価証券	1,415
関係会社株式	9,252
敷金及び保証金	827
繰延税金資産	1,707
その他	314
貸倒引当金	△231
資産合計	20,659

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	8,380
リース債務	80
未払金	229
未払費用	41
未払法人税等	6
預り金	7,972
その他	50
固定負債	614
退職給付引当金	234
リース債務	121
資産除去債務	258
負債合計	8,995
（純資産の部）	
株主資本	11,243
資本金	4,687
資本剰余金	4,760
資本準備金	4,760
利益剰余金	2,368
利益準備金	208
その他利益剰余金	2,159
研究開発積立金	180
固定資産圧縮積立金	56
繰越利益剰余金	1,923
自己株式	△572
評価・換算差額等	421
その他有価証券評価差額金	421
純資産合計	11,664
負債及び純資産合計	20,659

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		1,620
営業費用		1,073
営業利益		547
営業外収益		
受取利息及び配当金	35	
その他	9	44
営業外費用		
支払利息	32	
その他	21	53
経常利益		538
特別利益		
投資有価証券売却益	11	11
特別損失		
関係会社株式評価損	31	
関係会社清算損	17	
会員権評価損	12	
固定資産除却損	0	62
税引前当期純利益		487
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	54	56
当期純利益		431

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,687	4,760	208	180	56	1,915
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△423
当期純利益	－	－	－	－	－	431
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7
当期末残高	4,687	4,760	208	180	56	1,923

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△454	11,353	305	11,659
当期変動額				
剰余金の配当	－	△423	－	△423
当期純利益	－	431	－	431
自己株式の取得	△118	△118	－	△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	115	115
当期変動額合計	△118	△110	115	5
当期末残高	△572	11,243	421	11,664

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

ＪＢＣＣホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　澤　山　宏　行　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　岩　尾　健太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＪＢＣＣホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＢＣＣホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年５月９日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社イグアスの全株式をみずほキャピタルパートナーズ株式会社の業務受託先であるＭＣＤ４株式会社が無限責任組合員を務めるＭＣＰ４投資事業有限責任組合が主として出資する株式会社ＩＧホールディングスに譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

ＪＢＣＣホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　澤　山　宏　行　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　岩　尾　健太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＪＢＣＣホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年５月９日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社イグアスの全株式をみずほキャピタルパートナーズ株式会社の業務受託先であるＭＣＤ４株式会社が無限責任組合員を務めるＭＣＰ４投資事業有限責任組合が主として出資する株式会社ＩＧホールディングスに譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

ＪＢＣＣホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　田　邉　雅　章　㊞

監査等委員　今　村　昭　文　㊞

監査等委員　齊　藤　紀　夫　㊞

（注）１．監査等委員今村昭文及び監査等委員齊藤紀夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

２．当社は、平成28年６月16日開催の第52期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年4月1日から平成28年６月15日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア15階

JBCCホールディングス株式会社　会議室　TEL 03-5714-5171(代)

（15階へは、1階より高層用エレベーターをご利用ください。）

日 時

平成29年６月21日（水曜日）

午前9時30分（受付開始時間：午前9時）

交通機関

① JR蒲田駅

東口から徒歩約３分

（JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線）

② 京急蒲田駅

西口から徒歩約８分（京浜急行線）

（エアポート快特は停車しません。）

（お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。）



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT